●堺アートプロジェクト 規約

第１条　本会は、堺アートプロジェクト（読みがなは「さかいアートプロジェクト」）と称する。

第２条　本会は、主に堺地域における文化芸術の振興を目的とする。

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

一　堺地域における文化芸術プロジェクトに関する各種事業の企画・運営

二　その他、本会の目的を達するために必要な活動

第４条　本会には、以下の役員を置く。

代表 一名　　理事 三名以内　　監事 一名　　アドバイザー 若干名　　外部顧問 一名

２　代表は本会を代表し、プロジェクトを統轄する。

３　代表は構成員のなかより選出するものとする。

４　代表および理事の任期は別に定めるものとする。

５　監事は総会にて選任し、代表および理事が兼ねることはできない。

６　前条の目的を達成するため、外部の有識者をアドバイザーに委嘱し、必要な指導助言を受けるものとする。

７　前条の目的を達成するため、外部顧問を委嘱し、事業に関する統監を受けるものとする。統監の範囲は別に定めるものとする。

第５条　本会の構成員となることを希望する場合、特別の条件を要しないが、別に定める入会申込の書面により代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

２　退会及び資格の喪失においては別に定める。

第６条　本会は、必要に応じて総会を実施する。ただしその頻度は一年に一度以上とする。

２　総会は構成員のほか、代表の要請に基づき会の運営に携わる者が参加することができる。

 　３　総会開催の発議は代表あるいは理事が行うものとする。

４　総会における議決の方法については別に定める。

第７条　本会の資産は、次の各号をもって構成する。

 　一　寄付金品

 　二　資産から生ずる収入

 　三　事業に伴う収入

 　四　会費収入

五　その他の収入

第８条　本会の会計は事務局長が管理する。

 　２　個別部会の会計年度は毎年四月一日に始まり、三月三十一日に終わる。

 　３　会計年度終了後、事務局長は決算及び予算を総会にて報告し、決議を受ける必要がある。

第９条　本会は、事務局を大阪府堺市に置く。

第10条　その他については別途定めるものとする。

この会則は西暦２０１４年１０月１日から施行する。なお、２０１４年度に限り、規約第８条第２項に定める「四月一日」を「十月一日」に読み替えるものとする。